

福岡県届出保育施設における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県届出保育施設における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、届出保育施設に入所するすべてのこどもが安心して過ごせる社会の実現に向け、届出保育施設における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

(補助対象者及び事業内容)

第3条 この補助金の交付の対象となる施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に基づき届出を行った福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市に所在するものを除く。）に所在する届出保育施設（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業（個人のベビーシッターを除く。）を含む。）の設置者（以下、「補助対象者」という。）とする。

2 この補助金の交付対象となる事業内容は、別紙1に定めるとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(対象経費及び補助金の交付額)

第4条 この補助金の補助基準額及び交付対象となる経費は、別紙2に定めるとおりとする。

2 交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

前号により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助対象期間)

第5条 前条に掲げる補助対象経費の対象となる期間は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までとする。

(申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、様式第1号に関係書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助対象者に対し、速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(交付決定の取消)

第8条 知事は、補助対象者が規則に違反した場合又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消すものとする。

(概算払)

第9条 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第2号により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更するときは、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下、「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式5により速やかに知事に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、

前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和9年3月10日のいずれか早い日までに様式第6号により知事に報告しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助対象者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年8月24日から施行し、令和8年度の補助金について適用する。

別紙 1

福岡県届出保育施設における性被害防止対策に係る設備等支援事業の事業内容について

1 事業の目的

パーテーション、簡易扉、簡易更衣室の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを行う設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うことを目的とする。

2 事業の内容

届出保育施設において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

3 対象事業の制限

- (1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。
 - ① 国又は県が別途定める負担金、補助金、交付金の対象となる事業
 - ② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
 - ③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業
- (2) 補助を受けようとする年度以前に補助対象施設が、「福岡県届出保育施設における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金」を受けている場合は、補助を受けてから10年以上経過していることを要件とする。

4 留意事項

- (1) 対象施設が設備の購入や更新を行う場合は、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
- (2) カメラの設置については、次の点について十分な配慮を行うこと。
 - ・ カメラ設置の要否については、保護者や子ども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。
 - ・ カメラの設置については、必要に応じて、職員及び保護者等の関係者に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
 - ・ カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。
 - ・ こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。
 - ・ 「居宅訪問型保育事業」を行う事業者において本事業を実施する場合は、対象事業者において性被害防止対策を講じるため、カメラ等の備品の購入を行うものとする。
なお、居宅において保育を行うという性質上、カメラ等の備品については、保護者

がこどもの見守り等に活用することを妨げないものとする。この場合、事業者は当該カメラ等を保護者に貸与できるものとするが、貸与に当たり費用を徴収してはならない。

また、事業者は、保護者から見守りの様子等に関する情報提供を受ける仕組みを設けるとともに、提供された情報を踏まえ必要な措置を講じる体制を整備すること。

別紙 2

1 補助基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設（事業所）当たり 100,000 円	届出保育施設における性被害防止対策に係る 設備等支援事業を実施するために必要な需用 費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕 料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託 料、備品購入費	3 / 4